

From a standpoint of the tax authorities,
the number of owners of property in co-ownership is conceptually only one.
税務当局の立場から見ると、共有物の所有者の人数は概念的には1人だけなのです。

【設例①】

夫と妻で1,000万円の共有物を購入し、その後、2,000万円で売却したとする。
 所得税率は40%とする。

	一般論パターン①		一般論パターン②		参謀案パターン①	
	夫の拋出金額	妻の拋出金額	夫の拋出金額	妻の拋出金額	夫の拋出金額	妻の拋出金額
購入時の拋出金額	500万円	500万円	0円	1,000万円	0円	1,000万円
売却時の譲渡金額	1,000万円	1,000万円	0円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
損金の金額	500万円	500万円	0円	1,000万円	500万円	500万円
課税所得額	500万円	500万円	0円	1,000万円	500万円	500万円
所得税額	200万円	200万円	0円	400万円	200万円	200万円
共有物の譲渡に伴う 税務当局への納付金額	計400万円		計400万円		計400万円	

【設例②】

夫と妻で1,000万円の共有物を購入し、その後、1,200万円で売却したとする。
 所得税率は40%とする。

	一般論パターン③		一般論パターン④		参謀案パターン②	
	夫の拋出金額	妻の拋出金額	夫の拋出金額	妻の拋出金額	夫の拋出金額	妻の拋出金額
購入時の拋出金額	500万円	500万円	0円	1,000万円	0円	1,000万円
売却時の譲渡金額	600万円	600万円	0円	1,200万円	600万円	600万円
損金の金額	500万円	500万円	0円	1,000万円	500万円	500万円
課税所得額	100万円	100万円	0円	200万円	100万円	100万円
所得税額	40万円	40万円	0円	80万円	40万円	40万円
共有物の譲渡に伴う 税務当局への納付金額	計80万円		計80万円		計80万円	